

平成一〇・二・一〇産第七号

第一二三号

特定新規事業認定書

株式会社ワコー

代表取締役 岡田 和廣 殿

特定新規事業実施円滑化
臨時措置法第四条の規定に
基づき平成十年二月二日付け
で申請のありました特定新規
事業実施計画については同条の
規定に基づき認定します

平成十年 二月 十二日

通商産業大臣 堀内

光雄

